

近代前期の宮古の世相

～人頭税廃止運動・もう一つの視点～

館長 砂川 玄正

はじめに

近世末期、琉球国の崩壊を予兆するかのよう、宮古の春立船遭難事件がおきた。1871年（明治4）10月18日、公用を終えて那覇（慶良間島経由）から宮古へ向う春立船・中立船が洋上において暴風に遭遇し、中立船は宮古の東海岸に漂着したが、平良之頭玄安ら69人を乗せた春立船は洋上を20余日間漂流して、11月の中頃、台湾恒春の東海岸、八瑤湾に漂着した。上陸の際、乗組員3人は溺死し、玄安を含む残る66人は辛うじて上陸した。一行は山中をさまよい高士仏蕃社（村名）に至って蕃社民らに救助されたが、その後、産物交換業者に引き渡される際、謝礼の件で蕃社民と交換業者との交渉が決裂し、激怒した蕃社民らは玄安を含む乗組員54人の首をはねて殺害した。残る乗組員12人はその場から逃げだし蕃社民らに追われたが、幸い他の産物交換業者（中国人）に救助され、1872年（明治5）6月、中国福建省を経由して琉球に帰国した。いわゆる、琉球国宮古島民の「台湾遭害事件」である。この遭害事件が後に琉球国の命運を大きく変えることになるとは誰も知る由もなかった。

1. 琉球藩設置・台湾征討

1872年（明治5）4月、日本では廃藩置県が行われた。薩摩藩は鹿児島県となり、琉球国は鹿児島県の管轄下に置かれた。同年6月、台湾遭害事件で中国人に救出された12人の宮古島民が福建省を経て琉球に帰国した。この遭害事件は鹿児島県を経て明治政府に報告された。同年7月、琉球国は鹿児島県の要請により明治新政の慶賀使（伊江王子尚健・宜野湾親方朝保）を上京させたが、同年9月の天皇拝謁の際、慶賀使らは「琉球王を藩王となし華族に列する」旨の勅語を受けた。琉球藩の設置である。この時点から琉球国は琉球藩となり、鹿児島県の管轄を離れ外務省の管轄下に置かれた。

翌1873年（明治6）7月、宮古では「ドイツ商船ロベルトソン号遭難救助」事件があった。歳元では乗組員8人を救助介抱するとともに琉球藩庁へ遭難救助の顛末を報告し指示を仰いだ。この頃、藩庁は琉球藩設置で混乱していて「異国船漂着の件が琉球で噂になってはならず、秘密の心得あるべき」旨の特別な通知が出された。その後、1ヶ月たっても藩庁から何ら指示がないため、宮古では在番・頭合議の上、年貢運搬用の馬艦船と航海中の食料や薪・水などを彼らに与え、帰国の途に着かせた。彼らの馬艦船は琉球には寄港せず、台湾のキールンを経由して中国に渡り、中国から故国へと向かった。

琉球国を琉球藩として日本の版図に取り組んだ明治政府は、琉球藩民（宮古島民）の台湾遭害の責任を清国政府に問い、清国政府から「台湾は化外の民」との回答を得るや、台湾征討を計画し、西郷従道中將を中心とする征台軍（軍艦4隻・従軍兵3000人）が編成された。征台軍は1874年（明治7）5月に長崎を出発し、台湾十八蕃社を攻め落として亀山に本営を置き営屯したが、同年10月には英国の仲介で日清協定を結び、征台軍は台湾を引き揚げて凱旋した。この間に琉球藩は内務省の管轄下に移された。

この年(明治7年)宮古では、藩庁派遣の検使(富川親方・西原親雲上・他)の指示を受けて、新村・福里村(西里村は最寄りの集落が多く下知方が届き兼ねるので、最寄りの集落を分けて新村を組立てた。)、新村・西原村(池間島は人居が繁栄して人口も1800人余に増加している)、人居を分けて宮古島の横竹と称する所の原野に新村を組立てた。)の両村が誕生した。

2. 琉球処分・廃藩置県

台湾征討翌年の1875年(明治8)5月、明治政府は琉球処分の方針を決定し、処分官松田道之を琉球に出張させ政府の命令を下した。その内容は①清国への進貢と冊封の禁止②福州にある琉球館の廃止③明治年号の使用④刑法を日本の刑法に改める⑤琉球に守備隊を置く、などである。琉球はこれらの命令を拒否し琉球国の復旧を嘆願、前三司官亀川親方盛武・幸地親方朝常らを中心に反政府・琉球復国運動がおきた。政府は再三、処分官を送ったが、琉球では清国へ密使を出して援軍を求めたり、東京の英・米・オランダ公使に提訴するなどの運動を展開。更に1876年(明治9)には重臣の1人・幸地親方朝常が琉球を脱出して福州の琉球館に入り、明治7年に渡清した進貢使・国頭親方盛乗一行18人と合流して、琉球館を拠点に福建省総督や北京政府へ琉球復国の嘆願活動を展開した。これに応じて清国は、1877年(明治10)、日本政府へ琉球国の復旧を要求する書簡を送ったが、日本政府は「琉球は日本の武力に服従し、日本は数百年も琉球を保護完治し、法令を下して貢租を領収するなどの事実がある」として清国へ回答。1879年(明治12)3月には松田道之を処分官として歩兵隊400名・警察隊160名を琉球に派遣して首里城の明け渡しを要求、琉球の廃藩置県を断行して沖縄県を設置した。この間の1876年(明治9)3月、宮古では「ロベルトソン号遭難救助」に対する謝恩碑(ドイツ皇帝博愛記念碑)がドイツ皇帝より贈られ蔵元近くの親腰の坂に建立された。

3. 宮古の反政府(琉球復国)勢力とサンシー事件

琉球の廃藩置県の趣旨は1879年(明治12)4月に宮古にも通達された。警官隊21名を率いて宮古入りした石川警部は、琉球処分官・松田道之の名で「廃藩置県」の通達を行い、琉球藩派遣の3人の在番役人を罷免し、在番仮屋を警視派出所に充てて宮古の統治に乗り出した。罷免された在番役人の内、宮平里之子親雲上は「旧藩王の勅命を受けなければ辞任しないと抵抗したため牢屋に込められ溢死」した。

これに対し、宮古の役人・士族たちは首里・那覇の役人たちと連絡をとり、明治政府(宮古では警視派出所)に協力すべからずの「血判誓約」を交わし、清国を頼りに琉球国の復国を待った。血判誓約の誓詞は「①大和人が島にきて大和へ進貢するように言われても、この島は昔から琉球に進貢してきて厚恩を蒙っているので大和へ進貢する事はできないと返答し、仮に嚇されても一切断ること。②右の通り断っても聞き入れられなく、仮に刃物等で切られ殺されようとも、島中存亡の時なので少しも身命を惜しまず断ること。③大和人から無理に役職を申し付けられても直ちに断ること。④大和人と一切内通してはならないこと。右の条々に違背した者は村中で身命を奪い、父母妻子は流刑いたすべきこと。」という内容である。こうした状況の中で、同年7月、士族の子弟・下地仁屋利社が警視派出所に雇われたことから反政府(琉球復国)勢力の怒りをかい、派出所から引きづり出さ

れて殺害される事件（サンシー事件）がおきた。事件の首謀者として下地之頭昌綱、平良之頭代理・首里大屋子与那原恵愷、砂川之頭代理・狩俣首里大屋子亀川恵備らが逮捕され、昌綱は国事犯として在職のまま5年の懲役、恵愷・恵備とも国事犯として3年の懲役に処せられたが、この「血判誓約」に基づく反政府（琉球復国）勢力の抵抗は、1894年（明治27）の日清戦争勃発直前まで続けられた。

4. 先島分島問題

1879年（明治12）9月、日清間で「先島分島問題」がおきた。これは前米国大統領グラント將軍の提案によるもので、その内容は「琉球所属問題の早期解決策として、琉球諸島の間に一線を画し、先島諸島を清国に割譲する」というものであった。これに基づき明治12年9月に最初の日清交渉が行われた。この交渉では日本側の「沖縄本島以北は日本所属、宮古・八重山は清国所属」の二分割案に対し、清国からは「奄美以北は日本所属、沖縄本島は独立、宮古・八重山は清国所属」の三分割案が提示されたため、これはグラント將軍の提案と異なるとして最初の交渉は決裂した。2度目の交渉は翌1880年（明治13）8月に再開された。この交渉の結果、10月21日に至って清国が日本提示の「二分割案」と「他二通の約案」を認めたため両国合意で交渉は成立。先島分島（二島交受）の期日を1881年（明治14）2月とし、次の月（3月）に他の「二通の約案」を施行することを決定して、この日から20日以内に調印式を行うこととした。

この先島分島（宮古八重山を清国へ割譲）の交渉成立の件は、清国公使から東京在の尚泰王・旧役人達に密かに報知され意見が求められた。旧役人達の議論は「先島に新しく王を立て建国する」「至小の島嶼に建国しても無益である」の両派に分かれたが、尚泰王の悲憤により「先島建国」案は立ち消え、「琉球復国」案が暗黙の意見となった。

そのことも一因となって、調印の期日が近づいても清国は何らの報道もせず、期日が過ぎ日本公使の数度の催促にも関わらず、琉球の独立を企図する清国の李鴻章は諮問機関・南北洋大臣からの答申が遅れていることを理由に調印の引き延ばし策をとった。そのうち、日本は、「他二通の約案」の内「増加両国定約ノ条（清国における日本商人の貿易権を西洋列国と同様に認めさせる内容）」が日本に不利（この定約を清国に認めさせると、同様の定約を西洋列国が日本に要求してきた場合、日本はこれを拒否できず日本の市場が混乱に陥るのは必至）であることに気づき、1881年（明治14）1月17日付で交渉を打ち切って三通の定約調印を白紙に戻した。以後、日清両国とも分島問題に触れることはなかった。

このことは1882年（明治15）3月、清国公使から琉球の役人達にも報知され、琉球では「清国に使節を送り琉球全島を取り戻すべく嘆願する」ことを決定し、1884年（明治17）、旧三司官富川親方と4・5名の随行員を使節として極秘に琉球を脱出させた。富川親方一行は政府の取締りが厳しい正規のコースを避けて宮古に寄港し、宮古の役人達（琉球復国派）に分島問題の顛末及び経過を報告。宮古の役人達は「仮に嘆願が叶わなくても宮古・八重山は先島建国に至るであろう」と一行を歓待して送り出した。この頃、清国には福建省琉球館に浦添親方朝忠ら30人・天津には幸地親方朝常一行がおり、富川親方一行らは北京に滞留して琉球復国の嘆願をつづけた。琉球復国・先島建国問題は、琉球においても宮古においても、富川親方一行らの嘆願結果待ちということになった。

5. 旧慣温存政策下の宮古

琉球処分を断行して沖縄県をスタートさせた明治政府は、琉球内部の反政府（琉球復国）運動や琉球の帰属問題もあって実質的な琉球処分（行政制度・土地制度・租税制度の改正）を中断、反政府（琉球復国）勢力を慰撫するため「旧慣温存」政策をかかげてきたが、先島分島問題が白紙に帰すや、これを境に比較的抵抗の少ない「勸教・勸業」方策を打ち出し、徐々に先島を含む琉球の実質的支配方策（琉球の日本化）を着実に押し進めた。

この「勸教」方策に基づき、宮古では1882年（明治15）10月にこれまでの南北両校を合併して平良小学校としてスタートさせ、次いで1886年（明治19）には西辺小・下地小・福里小など学校を設置、読み方・珠算・習字・綴り方・修身等の新科目を加えて新制度による学校教育を開始した。日本では1889年（明治22）に大日本帝国憲法が発布。翌1890年（明治23）には各学校に教育勅語が下され、1891年（明治24）には平良尋常小学校に天皇の御真影が奉載されて、皇民化思想が吹き込まれていった。こうして、政府は新教育を利用して琉球人の洗脳を強行し、絶対なる現人神・天皇を頂点とする大日本帝国の新たな国民を養成、琉球人を日本人化する「勸教」方策の目的を着実に果たしつつあった。

また、「勸業」面では甘蔗産業に的が当てられ、旧慣法（琉球国の法律）では「甘蔗栽培制限令」により宮古・八重山は甘蔗栽培禁止地域であったが、政府はこれを黙殺して同地域への甘蔗栽培導入計画を押し進めた。1881年（明治14）には平良・下里村のヨシキ底で甘蔗の試植。1884年（明治17）には宮古農事試験場に城間正安を派遣して甘蔗栽培・製糖技術の指導に当たらせ、1888年（明治21）12月には「甘蔗栽培制限令」を廃止した。これを境に城間は製糖技師を辞職し、甘蔗・砂糖の巨利を求めて事業家に身を転じていった。因みに1892年（明治25）頃の甘蔗の取引価格は「畑1反の平均収穫粟2斗8升3合＝1円80銭」に対し、「畑1反の収穫甘蔗6000斤＝甘蔗100斤（12銭～18銭）×60＝7円20銭～10円80銭」の巨額な相場であった。

6. 歴代県令（知事）・宮古島役所長

廃藩置県の際、宮古ではサンシー事件がおき首謀者は刑に服したが、これで血判誓約に基づく反政府（琉球復国）勢力が解体したわけでない。むしろ、1884年（明治17）の富川親方ら一行の来島・渡清は宮古の反政府勢力に「琉球奪還・先島建国」の目標を与え、富川親方らの要請による清国からの援軍を期待しその結束はますます強固なものとなっていた。各小学校の設置・教育勅語・天皇の御真影・甘蔗の導入など、政府のなすがままにさせていても、必ずや清国の南洋艦隊が救援に来て情勢は逆転するものと信じていたのである。

しかし、明治政府は廃藩置県以降、琉球人の高位高官を退け、沖縄県令（後・知事）をはじめ権力の集中する要職にはすべて県外＝明治政府の官僚を配置し、沖縄県政の統治権・命令権を独占して、反政府（琉球復国）勢力の権限を空洞化させていった。

廃藩置県直後の宮古では、これまでの在番役人が罷免され、1880年（明治13）6月には在番仮屋内に宮古島役所が設置されて、俣野景孝・真島宣徳・伊王野義介ら県外の官僚たちが宮古島役所長を歴任、1892年（明治25）2月には鹿児島県（薩摩）出身

の吉村貞寛（県警察部行政課長）が宮古島役所長及び県警宮古島分署長として宮古島に赴任した。

歴代県令（後・知事）・役所長とも明治政府＝沖縄県庁の官僚であり、いづれの県令・役所長ともその主たる任務は反政府勢力の琉球の役人・士族を慰撫しながら如何にして琉球国の旧慣（基本的には行政制度・土地制度・租税制度）を改正して日本化していくかにあった。

◎1882年（明治15）の上杉県令は、「沖縄の総山当・総耕作当以下の吏員を廃止し、掟・文子の人員を減らし、宮古島の宿引女・御陰米、八重山の賄女・計出米などの廃止」など行政組織の一部を改正しようと企画したが、急進的・時期尚早ということで中止。

◎1883年（明治16）の岩村通俊県令は「明治18年を期して金録を公債に改め、同時に徴兵令を施行すべきことを決めた」がこれも中止。

◎次の西村捨三県令は「教育・官業の励行」を強行。

◎1889年（明治22）の丸山莞彌県令は「宮古・八重山の所用物料の一部・引目の法の廃止、頭の共夫・免夫及び公寺住僧の給料を減じた」が、宮古の場合は、反政府（琉球復国）勢力の反発を恐れた宮古島役所長の意見により改正事項の大半を中止した。

7. 奈良原知事・吉村役所長と宮古の反政府勢力

1892年（明治25）2月、吉村貞寛（薩摩）が宮古島役所長・沖縄県警宮古分署長として宮古に赴任した。時の県知事は鹿児島県（薩摩）出身で急進的な改革主義者で知られる奈良原繁である。奈良原知事は歴代の県令らが企画しながら実行できなかった旧慣（琉球の法律・制度・慣習など）の改正、「定加勢筆者・耕作筆者・御陰米・計出米・賄女・宿引女・名子・吏員入具所望・遠見番・総大工等の廃止」を企画しこれを強行した。奈良原知事の旧慣改正の意を受けた吉村役所長は、宮古に赴任するや、粟・豆で納める民費を砂糖で代納することを許可し、翌1893年（明治26）3月には「名子・御陰米・宿引女・耕作筆者」を廃止する知事の内訓を令達して旧慣改正を強行した。

旧慣法では宮古八重山は甘蔗栽培禁止地域であったが、1888年（明治21）12月に「甘蔗栽培制限令」が撤廃されて甘蔗栽培が自由となった。しかし、旧慣法では甘蔗は栽培禁止作物である。旧慣法を破る甘蔗栽培への従事は第2のサンシー事件を引き起こす可能性があり、また、旧慣温存下の宮古の上納は基本的に粟上納であるため、必然的に粟を作らなければならない、農民らは甘蔗の利潤を知りつつも粟作から甘蔗作に転換できないでいた。1892年（明治25）2月に宮古に赴任した吉村役所長は、「役所長の委任権内にして矯正し得べき事項は除々に改良に着す」として、粟・豆で納める民費（公費・村費）を砂糖で代納することを許可するとともに、正人一人につき60坪以上の甘蔗栽培の規約を結ばせた。農民は民費の砂糖代納が許可されことで非常に歓喜し各々競争して荒地を開墾し甘蔗栽培に従事した。

畑1反に粟を作って平均2斗8升3合＝1円80銭余、同じ畑1反に甘蔗を作って6000斤＝7円20銭～10円80銭。この頃の上納高は最も高い上人で「2円に達し候（請願書）」である。2円は粟3斗1升4合余＝上畑1反余分の収穫粟である。仮に金銭上納となった場合、1反の甘蔗栽培で、上納金2円余を納めて5円～8円余の収益残となる。更に粟作地5反の収益＝5反×2斗8升3合＝1石4斗1升5合＝9円、これに

対し、同じ畑5反に甘蔗を栽培すれば＝5反×（7円20銭～10円80銭）＝36円～54円の巨額な収益となる。民費の砂糖代納で甘蔗栽培の利潤を知った農民たちは、粟上納廃止＝金銭上納への転換＝旧慣（税制）改正を要求するようになった。

逆に役所長は、政府＝沖縄県庁＝宮古島役所に非協力的な反政府（琉球復国）勢力の役人層には旧慣改正を強行しその既得権を剥奪しようとした。1893年（明治26）3月「去年以来、調査を行って知事に具上し、知事の権限内で旧慣を変更する」として「名子・御陰米・宿引女・耕作筆者」廃止の内訓を令達した。名子とは何らかの事情で畑を有さない人々で村の厄介者であり、それ故、役人層に抱えられて労働力を提供し生活を支えている階層である。名子制度は「貧民救済の制度」であり、その廃止は、役人層の畑の耕作に支障をきたすが、最も困るのは名子そのもので、村に帰っても畑があるわけではなく、結局、豪農（地主層）らの下男・下女となって生活を支えなければならない。広大な畑を有する豪農（後述の余談⑤参照）らは甘蔗作の労働力を必要としており、名子の廃止・解放に賛同するが、名子にとっては悲惨なものとなる。御陰米とは仕上世座・所遣座・船手座、3座の役職に伴う特別手当で、無給の役人はこの御陰米のみが臨時の給料である。宿引女とは平良5か村以外の村に赴任する役人の下宿賃のことで、下宿賃の代わりにその宿の女性の貢糸・貢布を免除する。耕作筆者とは各村番所に配置された農務担当役人のことである。これらの制度・役職を強行に廃止するというのである。。即ち、吉村役所長は、先に甘蔗・砂糖の利潤を餌に農民層を味方につけ、逆に反政府勢力である役人層には生活に支障をきたす既得権を剥奪して、反政府勢力（役人・士族層）と農民層を分断、両階層を対立させることで反政府勢力の内部からの崩壊を企図したのである。

1893年（明治26）3月、奈良原知事の旧慣改正断行の内訓を受けた吉村役所長は、「名子・御陰米・宿引女・耕作筆者の廃止」「人民総代による議事機関の設置」を令達して旧慣改正を強行した。この旧慣改正の令達が出されるや、役人士族らは非常に激昂し、大勢で役所に迫って総辞職を申し立て、森林の乱伐、役所職員・警察傭人・学校生徒らの出務・出校を停止させるなど、ストライキをうってこれに抵抗した。役所長は反政府勢力の激昂の甚だしさに旧慣改正を断念、旧慣復活を県庁に請願し内訓の実務を猶予することで紛擾を納めた。一方、農民らは旧慣改正の内訓を受けて盛んに祝宴を開いたが、旧慣復活の請願が行われたことで、直ちに改正断行の請願書を県知事あてに上程した。県庁では反復審議の結果これらの請願を退け、特別な恩典として「名子1名につき粟6俵を2年賦をもって元抱主に支給すること。平良5か村以外の村詰筆者・目差には1名につき金2円の月手当を支給すること」などを決定。「名子・御陰米・宿引女・耕作筆者の廃止」に伴う保障が付与されたことで役人らは承諾した。この優遇措置に対し農民らは不服を唱えたが、役所長の説諭に服して、旧慣改正の紛擾は落着した。しかし、この役人らへの優遇措置は県庁の慰撫工作で、県庁では吉村役所長からの調査具上に基づく『沖縄県内政改革案』（知事の権限外の事件は更に主務省へ呈出の運びとなれり）を政府に提出することが計画されていた。役所長はこのことを以て農民らを説得したと思われるが、ところが、奈良原知事から内務省に提出された『沖縄県内政改革案』は不備な点が多いという理由で却下された。これがまた、役人層と農民層の対立を再燃させ、その結果、1893年（明治26）7月22日、吉村役所長は予期せぬ紛擾事件の責任を負って辞任した。辞任するに当たり、吉村は辺境（宮古・八重山）の防衛視察・民情視察・糖業視察のため来島した笹森儀助あて「島

政の意見書」を送っている。その内容は、「甘蔗栽培の利潤や糖業振興策」を述べた上、「この計画（糖業振興策）を誤る時は、一種異様な人頭税に於ける反布外現穀納等の如きは悉く變じて金納となるは五年を待たずして行われるべく、随て人民の富裕期して待つべきなり。然るに、今回の厄難に罹り、計画中途にしてこの地を去るは慨嘆惜しく能わずと雖も、事勿々（急）にして充分の胸中を吐述すること能わず」と口惜しい胸の内を綴っている。この更迭人事で農民らは吉村貞寛の復任を要求して役所に押しかけて騒動を起こし、各村から選ばれた総代らも役人の指示に従わず騒動は益々大きくなった。

この騒乱に乗じて突如として現れたのが城間正安と中村十作である。この二人の煽動者により何故か騒乱は農民の国会請願へと向うことになった。『廃藩時代実況』は「日本人・中村十作、琉球人・城間正安という者は宮古島に来て色々言い惑わし、自分等へ総代人の内両三人を添えて上京嘆願すれば上納も減少し、何事も採用されないものはないと言うので各村に洩れなく広まり、それより総代どもは日増しに奢りて益々集會し」「上京する面々から過分の金を出させ、中村・城間両人に福里村総代・保良村総代が上京して国会へ出頭する計画である」と記している。8月、農民総會が開かれ農民代表が選出された。

1893年（明治26）10月末、中村十作・城間正安・平良真牛・西里蒲の四人は宮古農民の代表となって上京、東京10紙の新聞に「沖縄県宮古島の惨状」を掲載し、世論をバックに『沖縄県宮古島々費軽減及島政改革請願書（農民・平良真牛 西里蒲呈出）』を11月末の国会に請願した。この国会は議長不信任で12月30日には解散し同請願書は審議未了となったが、年明けて1894年（明治27）1月12日には貴族院において「沖縄県政改革案」が提出された。（この間、12月15日頃、上京した奈良原知事は中村十作一人を飯田町の旅館・望遠館に招き「県政のことで貴殿にはご苦勞をかけた。宜しく頼む」と勞をねぎらい面談。???。また、12月24日には、かつて船上で中村十作に城間正安を紹介した八重山の製糖技師・田村熊治が一行の宿を訪問・同宿して宮古島の件で論議を交している。この田村は10月2日、球陽丸で上京途中、名瀬に寄港、同乗していた奈良原知事とともに笹森儀助と会っている。???。笹森儀助は日本新聞社々長で国粹主義者の陸羯南に「琉球処分以後の中国との癒着を探る様に依頼」され、明治26年7月、辺境（宮古・八重山）の防衛視察・民情視察・糖業視察を名目に来島、吉村役所長が辞任するに当たって「島政の意見書」を送った人物である。??? 同じ穴のムジナ?）。更に農民代表らは、1月29日、内務大臣（井上馨）へ『沖縄県宮古島々費軽減島政改革建議書』（前文書き換え+請願書）を捧呈し、請願の採択を見ないまま、2月23日には横浜から帰路についた。一行が宮古へ帰島したのは3月半ば頃である。

8、余談

暫し余談になるが、ここで『沖縄県宮古島々費軽減及島政改革請願書』の内容を検討しておきたい。

平良真牛・西里蒲二人の名前で国会に提出されたこの『請願書』は、請願・理由書で構成され、理由書は、第一「形成」・第二「生活状況」・第三「租税制度」・第四「負担の加重」・第五「官吏の過多」・第六「減租の嘆願」・第七「請願の要領」から構成されている。

その内、第二「生活状況」では

（食物）島民は皆薩摩芋を常食とし、富裕者と言えども祝事や祭典の時に粟を食

するのみ。大半は粟の味を知らず、味噌を有する者は全島の4分の1にして、他は皆海水に淡水を和し薩摩芋の葉蔓或いは海草などを煮て食せり。海岸に瀬せざる所の者は塩を以て味噌に代用す。醤油のごときものは素より口に入ることなし。内地の如く香の物とてなく、豚の常食たる焼酎粕を購って来て薩摩芋に和して食せり。

(衣服) その衣服は甚だ粗悪にして、夏は芭蕉布1枚、冬は破れた木綿の袴(あわせ)1枚を着するのみ。これらは全島民の半数にして、その他の者に至っては1年中僅かに1領の夏衣に過ぎざる者あり。甚だしきは1枚若しくは2枚の夏衣を家族数人交る々々用いる者もいる。

(家屋) その住する家屋は丸木を以て築き、草にて屋根を葺き、茅を編んで四面を囲い、大半は屋内が土間になっていて、上流な家屋でも僅かに丸木を二つ割にしたものを敷くのみで、筵(むしろ)を敷くものは絶えてまれである。その家屋は矮小で、間口3間・奥行き3間半位のもの10分の1、2間・2間半位のもの10分の6、9尺2間のもの10分の3位で、要するにその衣食住の粗悪なこと内地の乞食を彷彿させる。

と、明治25年前後の宮古島民の悲惨な生活状況を記している。

この悲惨な生活状況の表記が「人頭税過酷説」の一因ともなっているが、果たして明治25年前後の宮古は上記に表現される様な悲惨な状況にあったのだろうか。

①『沖縄県統計資料』によれば「明治24年の全島の田畑面積は、田82町6反・畑77113町3反で合計8205町8反。内、粟の植付面積は2864町(全畑の約37%)で、8121石の粟収穫」である。沖縄県への上納粟は定額1939石余+夫賃粟839石=2778石、上納して5343石の残粟となる。粟は当時の金銭であり大事にされるが「大半は粟の味を知らず」の状況にはない。薩摩芋は粟とともに当時の主食である。薩摩芋の葉や海草を煮て食するのは現在の食生活である。焼酎粕(タリカス)を薩摩芋と食するのは個人の嗜好であり、食生活の一部であって貧困だからではない。近くに酒造所があり焼酎粕が得られるから食することができるのである。廃藩置県以後の宮古には沖縄本島間を月に1回の定期船が就航しており、この頃には島外から塩・味噌・醤油などの商品が移入され、宮古が物質的に豊かに成りつつある時期である(後述、宮古の輸出品・輸入品)。日常の食料としては粟や薩摩芋の他、大麦・小麦・豆類・野菜・山菜・魚介類・鶏卵・鶏肉・豚肉・山羊肉・牛肉などがある。「請願書」は食生活の一部である調味料が乏しいことのみを強調して貧しさをイメージさせ、故意にか日常の食生活に触れていない。因みに明治25年の宮古からの粟の輸出高は「1409石」である。

②『沖縄県統計資料』により明治23・25・26年の沖縄県下の焼酎生産高を見ると、「明治23年、1位・首里14145石、2位・宮古1053石、3位・島尻289石」「明治25年、1位・首里66978石、2位・宮古1475石、3位・島尻201石」となっており、更に明治26年の宮古の醸造高は前年を上回って「1894石」と増加している。1位の首里はさておき、2位の宮古は「3位・島尻の約3倍」の焼酎生産高である。

焼酎の原料は主に粟である。粟上納のため飢えて芋を食する人々が、何故、粟を多量に消費する焼酎を生産できるのだろうか。しかも、沖縄県下・第2位の焼酎生産高である。

③『正租軽減理由書』は「第一・租税の過重」で、「宮古の田畑面積は田82町6反、畑77,113町3反で合計8,205町8反。これの畑租の総額は34,404円853、1反歩の租税負担は0円41,926(41銭9厘余)である。明治24年の統計書によれば全島の粟の植付面積は2,864町で、8,121石の粟収穫、1反歩の収穫粟は2斗8升3合5勺でこの価格は1円80銭03厘余である。故に島民は1反歩につき1円80銭余の収納を得て正租41銭9厘2毛余を払い、1円38銭4厘余の収益、税率23、24%である」と記し、この税率23%余を「過重々々」と強調しているのである。

④『請願書』『建議書』は「その税額は2円に達し候」「その人頭税負担額は1人につき年々平均2円に相達し候」と記す。また、『請願書』は「1反の粟収穫、上畑3斗、中畑2斗5升、下畑2斗程度、1人5反を耕すに過ぎず」と記す。

明治24年畑1反の粟収穫平均2斗8升3合=1円80銭余、基本的に粟栽培は畑5反=1円80銭余×5反=9円余、内、税は5反×41銭9厘2毛=2円0銭9毛。2円余の税を差引くと7円の収益となる。税2円余は粟で3斗1升4合余、上畑だと畑1反04の粟収穫で上納できたことになる。「1人5反を耕すに過ぎず」の表現は如何にも畑が5反しかないような錯覚をおこさせるが、基本的に畑の所有は13反である。内、5反は粟・5反は麦・1,5反は芋、1,5反には菜種子・胡麻・綿花などを栽培する。これらの作物は冬場半年の栽培で、同じ畑を利用して夏場半年で豆類・黍・芋・果菜類が栽培される。宮古は水田が少なく大方が畑で2毛作の地であり、畑利用面積は畑面積の2倍(2毛)となる。即ち、『請願書』の記す「5反を耕すに過ぎず」は畑利用面積26反の内、畑租の対象面積・5反の粟畑のみを言っているのである。

⑤『正租軽減理由書』は、「宮古全島の畑は77113町3反で、明治24年は全畑の37%の粟畑2864町で8121石の粟を収穫した」と記している。残る37%は麦畑、26%は芋・胡麻・菜種子畑などであろう。しかし、統計上、宮古全島の畑は77,113町3反となっているが、『沖縄県土地整理ノート(春日名誉教授)』よれば「土地整理の結果、明治20年代の畑は未登記の畑が多く、未登記の畑を加えると統計資料の1,7倍になる」ことが実証されている。そうすると宮古の全畑面積は実質的には131,092町6反となり、その21,8%の粟畑2864町で8121石の粟を収穫したことになる。また、明治25年の戸数は7,238戸で、1戸平均18反余の畑を所有していたことになる(『琉球新報・明治36年12月21日』も「現今1戸当1町8反余歩(18反余)、一人当4反6畝余の面積を有する」と記している)。1年間の畑利用面積は18反余×2毛=36反余、その内、冬場半年・5反に粟を栽培して1反余分での粟上納となる。これをどの様に計算すれば「八公二民=生産高の80%の税」になるのだろうか？

因みに、沖縄国際大学教授(後・学長)・波平勇夫氏の「明治20年代宮古の地主層と人頭税廃止運動」の報告資料によれば、

城間正安	畑23反4畝余・原野24反3畝余・宅地1反8畝余
平良真牛	畑39反9畝余・田3畝余・原野18反・宅地6畝余・墓地1畝余
西里蒲	畑23反3畝余・宅地3畝余
川満亀吉	畑42反3畝余・原野16反8畝余・宅地6畝余
上地与野志	畑48反4畝余・田3反7畝余・原野26反5畝余・宅地1反6畝余
上地屋真	畑42反3畝余・田1反2畝余・原野23反7畝余・宅地3反5畝余
宮城金	畑63反6畝余・原野4反7畝余・宅地9畝余
高里真津	畑114反9畝余・宅地2反8畝余
高里景親	畑84反8畝余・原野24反6畝余
宮城カマド	畑85反3畝余・原野2反9畝余・宅地1反8畝余
根間真津	畑93反・田7畝余・宅地9畝余

となっている。「人頭税廃止運動」「宮古島水産組合設立」に関わった殆どの農民が豪農（地主層）であったことを示している。これらの豪農にとって「畑1反余の粟上納」が過酷であるが足りない。とすると、何故、これらの豪農たちが騒乱を起こし、何を望んで国会請願に賛同したのか。その起因・真の目的は「人頭税過酷説」の他にあったと見なすべきであろう。

⑥明治25年の宮古の輸出輸入（収支）を『宮古島取調書（明治26年）』で見ると

〔輸出品〕

米16石（95円）・粟1409石（7166円）・小麦480石（1693円）・大麦24石（72円）・下大豆207石（667円）・黒豆71石（239円）・小豆166石（609円）・青豆4石（19円）・白豆55石（223円）・胡麻50石（269円）・菜種子4石（12円）・落地豆4石（15円）・紺細上布232反（1036円）・砂糖105102斤（3941円）・牛皮1597枚（170円）・馬皮951枚（58円）・牛205頭（2007円）・馬66頭（1256円）・豚24頭（72円）・海鼠2902斤（585円）・日貝1917斤（215円）・夜光貝978斤（85円）・高尾貝54828斤（215円）・男貝6200斤（50円）・長貝8500斤（85円）・海人草157斤（5円）・永良部鰻178斤（9円）・真珠玉10匁（56円）・鍋地金1200枚（11円）・安谷葉筵16個（2円）・コバ団圓5243個（52円）

合計21,303円

となっている。

明治25年・宮古の輸出品を見ると、穀物類では粟1409石・小麦480石・下大豆207石・小豆166石・胡麻50石などの他、紺細上布232・砂糖105102斤・牛皮1597枚・馬皮951枚・牛205頭・馬66頭・豚24頭などが出荷されている。牛馬豚は宮古の人々の日常的な食肉ともなる。「上杉県令先島巡回日誌」によれば明治15年の粟の輸出高は5000石である。明治25年・粟の出荷は1409石（7166円）と減少しているが、砂糖105102斤（3941円）の出荷に注目したい。何故か明治24年の粟の作付面積は1戸平均4反弱である。これはおそらく比較的利潤の低い粟栽培を最小限度に抑え、1反前後の粟畑を利用して利潤の高い甘蔗栽培が併行して行われ

たものと思料される。

〔輸入品〕

茶37432斤(1267円)・白纒8204斤(2217円)・染纒746斤(427円)・
麻苧3729斤(1097円)・泥藍19050斤(978円)・素麵4844斤(238
円)・鯉節185斤(46円)・味噌6231斤(164円)・食塩585石(1635円)・
醤油19石(173円)・焼酎19石(160円)・上酒1石(15円)・洋酒20打(49
円)・菜種油5石(171円)・石油62石(633円)・釜10枚(3円)・鍋2855枚
(1650円)・反布544匁(196円)・昆布9302斤(330円)・白砂糖810斤
(74円)・氷砂糖83斤(11円)・七部板744間(381円)・四部板405間(131
円)・機330台(242円)・角木810本(405円)・傘508本(55円)・蓆(煙草)
750斤(147円)・刻蓆46斤(11円)・白米10石(78円)・陶器11249個(180
円)・雑貨27180件(4013円)

合計17,177円

となっている。

明治25年・輸入品を見ると、日常の食生活に必要な商品として、茶37423斤・素
麵4844斤・鯉節185斤・味噌6231斤・食塩585石・醤油19石・昆布9302斤・
白砂糖810斤・石油62石などが輸入されている。道具類では鍋2855枚・陶器11
249個・傘508本・雑貨類27180件。家屋の建築材料として七部板744間分・
四部板405間分・角木810本、その他、機330台・煙草750斤なども輸入されて
いる。明治12年以降、春立船・仲立船(1年に1回)に代わって蒸気船・大有丸が月に
1回は沖縄本島間を就航し定期的に島外から種々の品々が宮古に輸入されており、この頃
には宮古がより物質面で豊かになりつつあることが伺われる。因みに、明治25年の輸出
輸入の収支は、輸出21,303円-輸入17,177円=4,126円の黒字収支である。

粟・麦を含む21,303円分の穀物・商品を生産出荷することができ、また、素麵・味噌・
食塩を含む17,177円分の生活用品を輸入することができる、4,126円の黒字収支
の島の人々が、何故、飢えて芋をすすたりするのだろうか。

⑦衣服について『請願書』は「その衣服は甚だ粗悪にして、夏は芭蕉布1枚、冬は破れた
木綿の袴(あわせ)1枚を着するのみ。これらは全島民の半数にして、その他の者に至っ
ては1年中僅かに1領の夏衣に過ぎざる者あり。甚だしきは1枚若しくは2枚の夏衣を家
族数人交る々々用いる者もいる」と記す。

果たしてこれはどこの島の島民なのだろう。宮古は「宮古上布」で知られる織物の島
である。この頃の上納布は、白上布790疋・白中布55反・白下布294反・20升
紺細上布100反・18升紺細上布30反・17升紺細上布1001反・17升白細上布
182反・白縮布10反・白木綿布168反、計2630反で、これを毎年、宮古の成人
女性が生産する。その他、明治25年の紺細上布の輸出高は232反である。これらの糸
を紡ぎ・染め・織り上げる精巧な技術を有する島の人々が、僅か10日足らずで織り上げ
られる芭蕉布を自らのために織らず「夏は芭蕉布1枚、甚だしきは1・2枚の夏衣を家族

数人で交る々々用いる」生活をするのだろうか？ 又、破れておれば縫えばいいのであって、何故、敢えて「冬は破れた袴（あわせ）1枚を着する」のだろうか。これらの悲惨な表記は請願書故の虚飾・誇張された作文とみなすべきである。

⑧1896年（明治29）、中村十作を中心に城間正安・西里蒲を含む70名の農民が加わって「宮古島水産組合」が組織される。資本金は1400円。出資金は70名の農民が平等に20円の個人出資である。粟作5反の年収9円。20円と言えば粟作5反の年収2年分を上回る大金である。食う物もなく芋で飢えを凌いでいるはずの農民が、何故、これだけの大金をいともたやすく出資できるのだろうか。これだけの大金を出資できる人々が、何故、「夏は粗末な芭蕉布1枚、冬は破れた袴1枚を着け、甚だしきはその1枚を家族数人で交る々々服用」する生活を営んだりするのだろうか。『請願書』が如何に虚飾・誇張に充ちた表記をしているか一目瞭然である。

⑨家屋について『請願書』は「その住する家屋は丸木を以て築き、草にて屋根を葺き、茅を編んで四面を囲い」と記す。茅葺き屋のことである。更にその規模についても「その家屋は矮小で、間口3間・奥行3間半位のもの10分の1。2間・2間半位のもの10分の6。9尺・2間のもの10分の3。」と記し、「その衣食住の粗悪なこと内地の乞食を彷彿させる」と表現している。当時の宮古には近世時代からの建築基準法が適用されており、役人・士族・百姓ともその家屋は「茅葺き屋」である。間口3間・奥行3間半の家屋は士族や百姓の母屋であり、2間・2間半の家屋は台所（トウウワ）、9尺・2間の家屋は原番屋（バリバンヤ）である。当時の法律では家屋の規模も規制されていてその規模をこえる家屋は取り壊された上、当人には罪科が科せられた。それ故に如何に財力であろうともそれ以上の家屋を作ることはできなかったのである。家屋の規模で貧富の判断は不可能である。『請願書』は、当然の事実に「内地の樵夫小屋」「内地の乞食を彷彿」の修飾語をかぶせることで悲惨さをイメージさせるという、請願書特有の言葉の錬金術を至るところで駆使している。

⑩それでは何故、宮古の農民が騒動まで起こし、国会請願に賛同したのだろうか？ 『請願書』の請願要旨は（1）島政を改革して役員を減じ以て負担を軽減すること（2）人頭税を廃止して地租となすこと。（3）物品納を廃止して金銭納とすること。の3項目からなる。内、（3）「物品納を廃止して金銭納とすること」の項目の中に宮古の農民が何を望んでいたのかが隠されている。

明治25年前後の宮古では金銭が流通し始めているとはいえ、未だ金銭的役割を有しているのは粟である。粟上納はもとより、粟の何合で塩を買い、味噌を買っている社会である。そうした状況下で「粟上納を廃止して金銭納にして欲しい」と請願しているのである。金銭納にして最も困るのは粟作に従事する自分たち農民・士族である。粟上納だと粟を作って村番所に届けるだけで上納は済んだ。しかし、金銭納となると作った粟を売って金銭に換えなければならぬ。宮古中の農民・士族が粟を作っており、島内で粟が売れるはずがない。仮に宮古中の農民・士族が粟を売りに出すとなると、寄留商人に安値で叩き買いされるだけである。にも拘わらず「金銭納」を請願する。その裏には、粟に代わり得る換金作物が確実に存在するということである。その換金作物が、即ち、高値で換金できる「甘

蔗・砂糖」の存在である。その前提がないと「金銭納」の請願は矛盾したものとなる。「物品納＝粟上納制」が廃止されれば今有る5反の粟畑を甘蔗栽培に転用でき、同じ畑を耕作して粟作5・6年分の収入が現金で確実に入る。そうした農民らの欲望が「物品納を廃止して金銭納にすること」とする請願項目には隠蔽されているのである。このことは『宮古島正租軽減理由書』により裏付けられる。

『宮古島正租軽減理由書』は「宮古の農民らの要望」として次のように記している。

①宮古島の島民は正租（税）として必ず粟を上納しなければならない。従って島民は必ず粟を栽培しなければならない。粟の栽培が利益あるのであればいいのだが、1反歩の粟収穫は2斗9升にも満たない。

②もし、これに代わって甘蔗を栽培すれば数倍の利益を得る。けれども、粟上納の制度は甘蔗栽培の業に転換することを制限するため、島民はその不利益を知りつつもやむを得ず粟を栽培しなければならない。

③元来、粟は肥沃な土地に栽植するときは茎だけが大きくなり収穫する実は少ない。それ故、島民は粟の多からんことを欲して肥沃な土地をすてて耕作をしない。

④この如く宮古の島民は粟上納の制度のため甘蔗栽培の業に転換できず、空しく利益ある事業と肥沃な土地を放棄しているのに対し、沖縄本島の民はこの機会に乗じて宮古島に移住し、甘蔗の栽培に従事している。

⑤明治24年には既に267人に達し、甘蔗植付け反別119町は殆どこの移住民の栽培する所である。その数は年々増加する傾向にある。

⑥もし、今にして島民を保護し甘蔗栽培の業に転換させなければ、数年をまたず全島の肥沃な土地は殆ど沖縄本島の民の占領する所となり、後日、租税軽減税法改正の恩典に浴することになっても既に時期を失し、島民は空しく痩せた土地のみを守るという不幸に陥るべし。これ島民が日夜に憂慮する所にして、租税軽減税法改正の1日も早からんことを希望するものである。

宮古の農民らは甘蔗栽培の利益を知り、粟作から甘蔗栽培への転換を望んでいた。それを妨げるのが「粟上納の税制」である。この「粟上納の制度」を改正して金銭上納にすれば今有る粟畑を甘蔗栽培に転用でき、巨額の利益を得ることができる。それ故に琉球国の法律・制度を維持し琉球復国に繋ごうとする反政府（琉球復国）勢力と対立し、騒乱を起こしてまで国会請願に賛同したのである。（反政府勢力の分断を企図する吉村役所長の筋書き通りである）。しかし、『請願書』『正租軽減理由書』は請願の効果を考えてこれを前面に出さず、先に「粟上納の税制＝人頭税という悪税をイメージさせる用語を使用」のために宮古の島民が如何に悲惨な生活を強いられているかを虚飾・誇張して前面に出し、読む人に「人頭税＝過酷・重税」のイメージを与えた上で、真の目的である甘蔗栽培の利潤は二の次の様に説き、その悲惨な島民を救うためには早急に税制を改正することが先決であるとの構成をとっている。「甘蔗栽培をして巨額の利益を得たいから税制を改正して欲しい」では、請願として帝国議会を通るはずがないからである。

⑩国会への直訴、これは誰の発案なのだろうか。また、この『請願書』の原案を作成したのは誰なのだろうか。

(1) 島政を改革して役員を減じ以て負担を軽減すること

(2) 人頭税を廃して地租となすこと

(3) 物品を以て納税するを廃して貨幣納を以て納税すること

この3項目からなる請願内容は、(1)「琉球の行政制度を日本の行政制度に改正し、琉球の役人を減じること」(2)「日本同様に地租条例を施行すること」(3)「日本同様に金銭納税にすること」で、これは、政府はもとより奈良原知事・吉村役所長が断行しようとする旧慣改正の内容と一致するものである。

『沖縄県内政改革案』を却下された吉村役所長はこれを採用させる手段として次に何を考えたのだろうか。却下された『沖縄県内政改革案』はその後、どの様に処理されたのだろうか。奈良原知事・吉村役所長・中村十作は大日本帝国下の日本人、そして、城間正安は製糖技師という元宮古島役所職員の親日派的存在で、いずれも旧慣改正を断行せんとする立場の人物である。ここで推測するのだが、〔旧慣改正の断行策『沖縄県内政改革案』を却下された吉村役所長は、これを採用させる手段として「官・民一致」を装う請願を考えた。紛擾の責任を取って辞任する吉村役所長は、宮古を去るに当たり、元役所職員の城間正安・日本人の中村十作を陰で指示し、農民の暴動を国会請願へと向かわせた。城間・中村は吉村役所長の『沖縄県内政改革案』を懐に隠し、平良真牛・西里蒲の二人を島の生き証人にみだてて伴に上京。マスコミに勤める中村十作の弟・十一郎に『沖縄県内政改革案』を手渡してその添削を委託し、『沖縄県宮古島々費軽減及改革請願書』を作成した』とイメージを膨らませてしまう。

9、『廃藩時代実況（亀川恵寛）』に見る宮古農民の暴乱

東京の飯田の旅館に於ける奈良原知事の中村十作との個人面談、そこで何が話し合われたのだろうか。??? 名瀬で奈良原知事・笹森儀助と会った田村熊治は、中村十作らに何を告げ、宮古の何について論議を交わしたのだろうか。???

明治27年3月半ば、農民代表らは宮古へ帰島した。代表一行を迎えた農民らは「凱旋会ト申シ馬場ニ於テ各村平民中踊リ致シ」祝賀会を宴した。その後、中村十作・城間正安は農民総代らを集めて東京での経過を報告した。その際、中村・城間の両人は何故か請願が成功しない理由を「宮古島民が片髪（かたかしら・琉球の髪型）をしているからだとし、片髪を切って日本の髪型にすれば請願は叶う」と報告した。これを真に受けた総代らは各村に帰って村人を扇動し、鋏や刃物を持ち集団暴力を以て士族や農民を襲い、片髪を切り落とすという暴乱を引き起こした。（この農民の暴乱は日清戦争が終わる頃まで続いたようである）。この暴乱について『廃藩時代実況（亀川恵寛）』は次の様に記している。

・「中村・城間兩人、福里村総代・保良村総代ら上京して国会に出頭したが、その国会は停会となり、何事も不信にして空しく帰郷した。その後、総代らは役人を真似て、頭・首里大屋子・与人・目差と各位を定め、各村巡視の際には共の者を3人付き添え、村の長は5・6人程で村の郊外で出迎え拝伏し、村に入ると酒・肴は勿論、各戸より金銭・過分の穀物を取り、色々と遊樂している。総代の妻たちも各夫の位に応じて、大親ンマ・親ンマと称して跪き、田畑も村中の人に耕作させ、その上、各位に応じて粟を給与して安樂きわまりなし。」

・「各村の総代どもは中村・城間と談判し、城間の家で皆、髪を切り下ろし、それぞれ各村に帰って村中の人々を番所に呼び集めて演説して言うには、これまでの我等が嘆願してきた条々は、先ず髪を切り落とせば採用される（日本人のように断髪せよ）と言い惑わすので、これに同意する者はすぐに切り落とし、能ある者は逃げて山中や洞穴に隠れ、10日・20日も家に帰ることなし。」

・「各村総代どもは毎日方々で群集し、手に手に刃物や鋏を持って各家に押し入り、隠れている者がいると引き出し、押さえて髪を切り落とす。父母・兄弟・妻子の嘆き悲しむ声は天を動かす。甚だしきは、西里村の総聞で磯辺の蒲という者は才能があつて勇氣・力ともあり、手下のサバクリ達からも慕われていたが、この暴乱が起こつたので、蒲・サバクリ5・6人とも方々へ逃げ隠れ、家を放置して数日間なるが、総代どもは大勢集まつて家屋を打ち破り、隠れているなら捕まえて殺害せんと協議す。（略）その内、一人が警察署に行き、乱暴の始末を訴えると、これは各村の決議ならば警察でも守護する必要はないと答えるので、訴えた者は空しく帰つた。」

・「総聞の蒲と5・6人の者たちは、総代どもの無理非道を告訴するため警察に出頭した。各村の総代どもは役所と警察署の裏に隠れていて蒲たちが来るのを待ち伏せした。蒲たちが警官に、当時の切髪の事件や乱暴は規則なのかと問うと、警官は規則というわけではなく自分勝手次第（自由）と言いおわる。蒲たちが退署しようとする、総代どもは四方から取り囲んで髪を切ろうとした。互いに力をふるって争わんとすると警官が諫めた。警官が切髪のことと争ひ疵を負うことがあれば相当の処分をすつと言うと、大勢の総代どもは蒲たちの髪を切り落とす。その際、警官も総代と一緒に蒲たちの髪を切り落とし、金20銭を与えた。」

・「各村の農民たちは中村・城間の嘘にだまされて暴乱を起こし、総代どもは益々奢りて威勢を振り、田舎にいる士族の3分の1は強引に髪を切り落とされた。平良5か村の士族達は所々で隣同志集会して、もし百姓たちが大勢で5か村を攻撃するようなことがあれば、合図の鐘をならし、手に鎌や棒を持って暴賊を打ち払うべきことを誓う。」

◎蔵元から各村へ通達された書簡

①その方ども（士族）、各村総代に無理非道を申しかけられたら、直ちに警察にとどけること。

②各村の平民たちは同じ村に住む士族を他村の者のように扱い、何かにつけ士族を困らせているように見える。村に居住する士族は戸籍もその村に編入されており、村の住民である。カヤ・ススキ敷地も同様に入用することは当然である。平民から不正道の言いがかりをつけられたら、すぐに駐在巡査に届け出ること。

③各村において士族は少なく平民は多いからといって、士族に乱髪しなければ他村に移るよう言いがかりをつけられても、人によっては平民の多人数を恐れて駐在巡査に届け出ない人もいるはずである。例え平民が多いからといって無理非道なことは決してさせないの

で、遠慮なく申し出るように。駐在所に届けにくければ与人・目差に申し出て役人から届けさせること。

⑦大松亀という者は中村十作により請願も済んだので、一人につき3銭づつ礼金を差し出すよう請求しているが、以後、金・品物を請求するようなことがあれば、すぐに駐在に届け出るように。警察署で相応の処分をするので届け出ること。

⑧野原村の士族は、村の総代・平民らから必ず乱髪するよう強いられ、仕方なく切髪したとの届け出があった。乱髪するのは規則ではなく、個人の自由であるので、右のように乱髪を強請したらただではすまないこと。

⑨野原村の士族の内、乱髪しない者は必ず他村に引っ越すように総代どもから強請されたので、乱髪は日延べを願いである旨、警察署長に届け出があった。乱髪・移住は個人の自由であり戸籍も当村にあることなので他所に引っ越す必要はない。もし、聞き入れず、強引に強請するようであれば、その時には警察署に届け出ること。

・「各村の平民どもが奢りて暴乱を起こし、上下の区別をなくして士族と百姓とが威勢をはって争い、士族の生活を困らせようと、以来、粟作も放棄して近年困窮しているのは上下の不和睦によるものである。」

・「平良5か村の寡孤独な者・困窮している者は、昔から今日まで、近辺の村々の畑垣・境界の山野で、アダンやカヤの葉・草木の葉枝を拾って薪に用い、ノビル・ノリ・パラブニ大根・トゥナラ・ツンナン・バッタ類を拾って食料の補助としているが、野崎両村では士族らを困らせようと、“畑内やカヤ・ススキ敷地に入って作物を害し、或いは盗み取り捕まった者はその日に20銭の罰金、翌日から次の盗人が捕まるまで毎日1銭づつ科料する”と記した板札を村先に立ててある。それで、畑内やカヤ・ススキ敷地内に入らず、畑の溝で種々の物を拾い、又、枯れたアダン葉などを拾っているが、村の境界で村人に捕まると、罰金を科料させられたりしている。警察署に訴えるけれども、各村の約定ならば科金してもかまわないとの達しで、是非なく過分の科金を支払っている。」

・「多良間島は宮古の各村と異なり、士族・平民とも和睦の誓約を結び、愛憂楽を家族のように共にしている。このことは宮古島でも評判になっているが、総代らは集会を開き、福里村総代の真牛・同村の大道加真・与那覇村の武佐の3人を渡航させ演説させれば必ず多良間の人々も自分らの党派に入るだろうと3人を多良間に派遣した。錦の衣を着け20・30銭以上の下駄をはき、笠は洋傘をかぶり、上陸の際には大きな赤い旗4流を飛ばして上陸。多良間の人々は大臣の出張かと驚くがただの総代人である。総代どもは嘘言を述べ色々言い惑わすけれども、一人も承知する者はなく、却って、島人は怒り大池という小堀に呼び出し、泥水の溜まった所に押し倒し、汝らは平民の身でありながら錦の衣を着け大臣の真似をして何しにこの島にきたのかと怒鳴ると、3人は願い事があって来たという。願いなどは許さない。島人で汝らの宿に出入りする者がいたら首をはねて百世の戒めになさんと言うと、雀の鷹に会いたる如く恐れて一步も進めず、空しく帰島した。」

以上は「廃藩時代実況」に記された「人頭税廃止運動(宮古農民の暴乱)」の実相である。

城間正安・中村十作の二人は国会請願が採用されなかった理由を宮古の人々が片髪（かたかしら・琉球の髪型）を結っていることにすり替え、総代・農民らを扇動して集団暴力をもって士族や農民の片髪を切り落とさせている。当時、片髪を切り落とされることは、役人・士族にとって死、或いは、死に値する程の恥辱である。

翌1895年（明治28）3月、奈良原知事は沖縄全県に「断髪令」を発令する。宮古のこの農民の暴乱も〔反政府（琉球復国）勢力の抵抗を予測した奈良原知事が先手を打って中村十作・城間正安に指示。帰島した中村・城間の二人は総代・農民らを扇動して暴乱を起こさせ断髪（日本人の髪型）を強行、農民の暴乱を利用して琉球復国派の抵抗を切り崩した上で、翌年には「断髪令」を発令した〕とイメージを膨らませてしまう。また、「日清戦争を前にして、辺境に於ける琉球復国勢力の蜂起を恐れ、その勢力の一掃を計るため農民の暴動を利用した」ともイメージしてしまう。警察が暴乱の訴えを取り上げず傍観の態度をとり、更には農民に加担しているのも、その筋からの指示があつてのことであろう。

この暴乱と日清戦争を境に宮古の反政府（琉球復国）勢力は解体するのだが、保良村総代の平良真牛はこの暴乱で宮古で初めて集会条例違反の罪で検挙され、20円の罰金刑に処されている。権力者の常套手段・事が終わり利用価値が無くなれば責任を負わせて容赦なく切り捨てるその類であろう。それ故か1896年（明治29）に中村十作を中心に「宮古島水産組合」を設立した農民70名の内に平良真牛は加わっていない。

この暴乱の最中の4月4日、中村は暴乱とは無関係の如く、一人、5月の国会へ向け再び上京した。6月1日の貴族院で「沖縄県宮古島々費軽減及び島政改革の請願（士族・川満泰奉他2名呈出）」が過半数で可決されたが、6月2日、衆議院は解散となり、同請願は議事日程に乗せる直前で消滅した。（この日、中村は陸羯南・笹森儀助の訪問を受け、笹森儀助から出版したばかりの『南島探験』を2冊贈呈されている???）。6月10日、宮古での騒乱が治まるのを待つためか、中村は新潟に帰郷して一月余過ごした後、8月5日、宮古への帰路についた。その数日前の8月3日には日清戦争が勃発した。

11月12日、中村十作は12月の国会向け上京した。3度目の上京である。この国会には新しく『沖縄県宮古島正租軽減理由書』が準備された。これまでの「理由書」に「内地他県の地租と宮古の税高との比較」「粟栽培に比し甘蔗栽培の利潤の巨利」「笹森儀助の『南島探験』からの抜粋」などを加えた内容である。明治28年1月8日の衆議院に提出された「沖縄県々政改革建議案」は賛成多数で可決され、更に1月16日には貴族院・衆議院で「宮古島の請願」会議が開かれて、両院とも全会一致の可決をみた。日清戦争・日本軍圧倒的優勢という状況下での可決であった。

10、『宮古島在番記』に見る反政府（琉球復国）勢力の処置

1879年（明治12）以降の反政府（琉球復国）勢力の頭領格である在番役人や頭・首里大屋子らの処置について『宮古島在番記』は次の様な記録を残している。

◎明治10年から明治12年まで在番

・中村親雲上 沖縄県知事の辞令に依り在番を罷免される。

- ・伊集里之子親雲上 沖繩県知事の辞令に依り在番を罷免される。
- ※宮平里之子親雲上 旧藩王の勅命を受けなければ退職せずと反抗し、牢屋に押し込められ溢死する。・・・(自殺?密殺?)

◎明治9年に頭職を拝命し、明治27年に死去。

※益茂氏 下地親雲上昌綱

- ・明治12年6月、廃藩置県の際郡民暴動を起こし、初めて新政府に帰順した下地仁屋利社を殺害したため、国事犯として在職のまま5年懲役に処せられ、放免の後、頭の職務を執行する。
- ・明治26年、県知事の命により役所長吉村貞寛と同行参庁し、旧慣制度を改革する。
- ・明治27年、死去。・・・(自然死?自殺?密殺?)

◎明治16年に頭職を拝命し、明治24年まで在職。

※白川氏 平良親雲上恵愷

- ・明治12年首里大屋子の時に頭代理となり、国事犯として3か年の懲役に処せられる。平民籍に編入される。

※白川氏 狩俣首里大屋子亀川恵備

- ・狩俣首里大屋子亀川恵備も同様に頭代理となり、国事犯として3年の懲役に処せられる。平民籍に編入される。

◎明治24年に頭職を拝命し、明治26年に死去。

※馬續氏 平良親雲上良教

- ・明治26年、吏員(役人)所属の名子を廃止したため、請願委員となり吏員(役人)を代表して参庁する。
- ・明治26年、死去。・・・(自然死?自殺?密殺?)

◎明治18年に頭職を拝命し、明治30年吏員制度改正により自然退職。

※白川氏 砂川親雲上恵忠

- ・明治12年廃藩置県の際、在番は免職となり、頭は国事犯として在監(入牢)中につき、当時、西里与人であったが蔵元出仕を命じられ、在番一切の引き継ぎを整理し、併せて民心の慰撫に努めた。
- ・明治27年、制度改正・改革の結果、吏員同盟して職務を荒廃して騒擾を極め、内務書記官一木喜徳郎が説論のため来島した際、指示を受けて吏員の慰撫鎮静に努め、名子の2年分の納税額を公費より支給する。
- ・数百年続いた蔵元全郡の事務整理をするため、引継事務を7か月間にわたり終了する。
- ・明治30年吏員制度改正により自然退職・・・(公職追放)

◎明治26年に頭職を拝命し、明治30年吏員制度改正により自然退職・・・(公職追放)

※宮金氏 平良親雲上寛信

◎明治27年に頭職を拝命し、明治30年吏員制度改正により自然退職・・・(公職追放)

※白川氏 下地親雲上恵任

「益茂氏 下地親雲上昌綱 明治27年死去」「馬續氏 平良親雲上良教 明治26年死去」。明治26年・明治27年に反政府(琉球復国)勢力の頭領格である下地之頭・平良之頭が相次いで死去しているが、これは偶然なのだろうか? 又、「白川氏 平良親雲上恵愷」「白川氏 狩俣首里大屋子亀川恵備」の二人は「国事犯として3年の懲役」に処された後「平民籍に編入」。更に「白川氏 砂川親雲上恵忠」「宮金氏 平良親雲上寛信」「白川氏 下地親雲上恵任」の三頭は明治30年の吏員制度改正で公職を追われている。

〔鶏頭を落として猿の群を嚇す〕の類で、反対勢力の主たる者を幾人か血祭りに上げて民衆の口を封じる、権力者の常套手段が執行されたようである。明治12年に在番役人は罷免されており、この間の記録は、何者かが闇に葬られるであろう事実を、後世に伝えるため秘かに書き留めた遺言のように思われる。

11. 日清戦争と実質的な琉球処分再開

1894年(明治27)1月、朝鮮で外国侵略排斥を叫んで東学党の乱がおき、朝鮮全土に広まっていった。朝鮮政府は清軍の出兵を依頼、天津条約により通告を受けた日本も軍隊を送り、日清共同で乱を鎮圧した。しかし、その後、日清間で朝鮮の内政をめぐる意見が対立、1894年(明治27)8月3日、日清戦争の開戦となった。日本軍は圧倒的な戦いで清軍を朝鮮から駆逐し、翌1895年(明治28)3月には清国の降伏で終戦。4月には下関条約が結ばれ、日本は清国から多額の賠償金と台湾・澎湖島・遼東半島を割譲して日本の領土とした(但し、遼東半島は三国干渉を受けて返還される)。この日清戦争の最中、沖縄では親清派と親日派の対立が再燃し、清国を頼りに琉球復国を願う親清派は御嶽や仏閣に参詣して清国の勝利を祈願し続け、沖縄内には清国の南洋艦隊が沖縄を攻撃するとの噂も広がっていたという。

日清戦争の終結・下関条約の締結により、琉球の帰属・先島分島問題は必然的に自然解消し、沖縄・宮古・八重山・台湾・澎湖諸島まで日本の領土となった。こうして日清間の国境線が明らかになり、更には清国を討って反政府(琉球復国)勢力の支えを断ち切った政府は、これを境に琉球の旧慣温存政策を旧慣改正策に切り替え、実質的な琉球処分を再開した。

日清戦争の終結した1895年(明治28)3月、「今日を以て改正の時期と定むべき理由の存するものあり。従来、本県の人民、殊に士族輩は頑然旧套を脱せず、甚だしきは清国に対する関係の復旧を期待する者ありしなり。然るに清国・我と事を起こすに及び(日清戦争)、清国・毎に我優勢に一着を輸する(日清戦争勝利)を視るや、即ち、彼ら百年の長夢を驚醒し、殆ど向背に迷いつつありたりし民心は茲に概して適帰する所を得たるもの如し。此の頓挫は裕に本県第二次変遷期を成したるものなれば、宜しく此の時期を利用し、以て断然旧弊の浸潤せるものを打破し、漸く新制度に馴致せめて、益々、民心の帰向を口くすべしと為すもの是なり。」として「沖縄県地方制度改正の件」が閣議決定され、これに基づき同年3月5日には「郡編制法」が公布されて「琉球国の行政制度を改廃する」

旧慣改正（実質的な琉球処分）のスタートをきった。

「郡編制法」では、宮古は1郡に区画され、島司1名・島庁書記若干名が配置され、更に1897年（明治30）には「間切島吏員規定」が施行されて宮古は1間切となった。しかし、宮古・八重山には間切長・間切書記を置かず、間切長の職務は島司・間切書記の職務は島庁書記が引き続き行うことになった。これにより近世時代から続いた三間切・三頭制は廃止された。翌1898年（明治31）には「間切・吏員規定」が公布され、各間切・島に議決機関が設置されるとともに、郡長（宮古は島司）・県知事・内務大臣の監督制度が明示された。ここに至って琉球国は名実ともに滅亡した。

こうして政府は日清戦争で琉球の帰属問題に決着をつけ、清国を頼りに反政府（琉球復国）勢力の望みを絶つと、時を移さず実質的な琉球処分に着手し、その手始めに区画整理を行って、統治体系（天皇・総理・内務大臣・県知事・郡長（宮古は島司）・島民）を明文化したのである。そして、琉球の統治体系（行政制度の改正）を調えるや、政府はこの年、「琉球藩を廃し沖縄県を置かれしより十数年の久しきに亘り未だ徴兵令を施行せざる所以のものは、時去り難き事情存するものありしも、今や其事情は殆ど顧慮を要せざるに至り、且、民政も明治29年より郡区制を施行し内地と稍（やや）其揆を同うしたれば、徴兵制を施行するの好機は此時にあり」として沖縄に「徴兵令」を施行（宮古は沖縄本島で徴兵検査を受けた）し、仮想敵国ロシアとの交戦に向け軍備の増強を押し進めた。また、1899年（明治32年）10月には「入墨禁止令」（違警罪第428条の適用・身体二刺文ヲ為シ及之ヲ業トスル者ハ一日ノ拘留及科料）・「方言禁止令」が発令され、琉球女性の成女儀礼である針突（ハジチ・ピーツキ）や琉球の言語・風俗さえも禁止された。

更に1899年（明治32）3月には「沖縄県地方制度改正の件」の「土地の所有権を明らかにし、地価を査定して地租を改正するは制度改正の基礎にして実に急務の第一」として「土地整理令（土地制度の改正）」が公布され、同年4月から沖縄全県の土地整理事業が開始された。日本では明治7年に「地租条例」が施行され既に税制は地租税制となっており、沖縄県にもこの地租税制を適用するための準備作業（土地の所有権・土地の境界・土地の等級と収穫及び形状と面積・地価の査定・土地台帳の作成）が進められたのである。

◎「宮古島においては中島麻呂、篠原政禎、肥後尚五郎、宮良当原の諸氏、専ら見取図調整に従事しつつある由（琉球新報・明治32年6月17日）」

◎「目下、如何なる所まで着手しつつあるか（略）。聞く所によれば、土地処分は殆ど終了し、地押と土地等級の決定は宮古・八重山両島は既に済み、只今は本島付近の各離島、即ち久米・粟国・渡名喜・慶良間・伊江・伊平屋・鳥島等の各離島へ着手中の由なり。収穫調査は一昨年より着手し目下、尚ほ調査中との事なり。（略）図根は宮古八重山両島及び本島の中頭地方以南は既に了り、着々、国頭地方へ歩を進めつつあり。一筆地は宮古と石垣の両島は去る4月より由にて、明年夏頃までには図根は全県下、一筆地は宮古八重山両島の測量を了る筈なりと云う。（琉球新報・明治33年7月1日）」

◎「本郡の土地測量は今や殆ど終了し、此処、1週間内外にて測量員一統引き揚げの予定なり。（琉球新報・明治34年7月7日）」

こうして沖縄全域の土地整理がほぼ終了すると、宮古・八重山には1903年（明治

36) 1月1日より、沖縄本島には翌年1月1日より「地租条例及び国税徴収法」が施行された。これにより宮古・八重山の「定額人頭配賦税制」は自然廃止となった。

また、この年から「徴兵制度」も現地(宮古・八重山)での徴兵検査が施行された。この「徴兵制度」は沖縄では1898年(明治31)に施行されたが、この間、内規により宮古・八重山の徴兵検査は沖縄本島的那覇で実施されていた。このことについて『下地町誌』は「初めての事で父母兄弟まで非常に悲しんだものだが、つまりは官費で沖縄見学をした果報者となった。その果報者は次の通り(略)」と記し、日露戦争の項目では「明治37・8年、戦死者・字洲鎌1人(略・氏名)、傷痍者・字洲鎌1人(略・氏名)、字来間1人(略・氏名)」と記している。又、『琉球新報』(明治36年10月1日)は「本年、本郡より入営すべき現役兵は41名にして(中略)何れも喜び勇て出発の日を待ちつつあり」と記している。近世から近代前期まで、戦争に全く縁の無かった無辜の人々は、官費で沖縄・内地見学ができる果報者となり、その足で日露戦争へ出兵する。そして、戦死・傷痍での帰郷である。

「地租条例及国税徴収法」=定額人頭配賦税制廃止。これは明治5年の琉球藩設置から始まった明治政府による実質的な琉球処分(琉球併合)がほぼ完了したということである。宮古の農民代表による「請願」は、実質的な琉球処分を控えている政府にとって「鳴がネギを背負って来た」ようなもので、宮古の請願の有無に拘わらず、清国との決着さえつけば琉球の日本化は必然的なものであり、大日本帝国憲法に基づく法律・条例・規則の適用(旧慣改正)に伴う琉球の旧慣法・諸制度(沖縄・宮古・八重山の税制を含む)の消滅は極めて必然的なものであった。

おわりに(甘蔗栽培と農民の動向)

1895年(明治28)1月、『沖縄県政改革請願書』は国会の可決をみたものの、宮古の税制がいつ改正されるのか定かでなかった。この間にも粟上納制は続いており、農民らは未だ甘蔗栽培に転換し本腰を入れることはできないでいた。しかし、1899年(明治32)の土地整理事業の着手により税制改正への具体的な動きが始まった。土地整理事業で近い時期に税制が確実に改正されることを知った農民らは、これを境に甘蔗栽培への態勢作りを急速に進めていった。

『沖縄県統計書』よれば、宮古の「明治29年の製糖高は187,224斤」・「明治31年の製糖高187,338斤、甘蔗栽培戸数は203戸、作付面積約93町、鉄車53個、製造場所は53か所」である。土地整理事業着手の翌年、「明治33年の製糖高は264,000斤、甘蔗栽培戸数318戸、作付面積110町、鉄車74個、製造場所105か所」と増加する。更に「明治34年の製糖高は440,400斤、甘蔗栽培戸数536戸、作付面積約270町、鉄車133個、製造場所125か所」と倍近くに急増する。明治35年には、八重山郡の「製糖高82,868斤、甘蔗栽培戸数98戸、作付面積約35町、鉄車17個、製造場所22か所」に対し、宮古は「製糖高800,349斤、甘蔗栽培戸数649戸、作付面積約298町、鉄車144個、製造場所174か所」というケタ違いの数字で、既に甘蔗栽培への準備態勢を整えて税制改正の年を迎えている。如何に宮古の農民らが粟作から甘蔗栽培への転換を望んでいたかが伺われる。

1902年(明治36)1月、「定額人頭配賦税制(現物納税)」は廃止され、日本同

様の「地租条例及国税徴収法」が施行されて金銭納税となった。そして、現物納税の粟に代わり、甘蔗・砂糖が宮古で唯一の高価な換金作物となった。この年、宮古の「製糖高は1396,382斤、甘蔗栽培戸数962戸、作付面積約356町、鉄車169個、製造場所234か所」と更に増加する。以後、大半の農家が甘蔗栽培に転換し、明治42年には「宮古郡砂糖同業組合」・大正9年には「台南製糖株式会社」が設置されて、大正・昭和を経て今日に至るまで宮古の基幹産業として発展してきたことは周知のとおりである。

旧藩民誓言約血判書 — 宮古嶋
 誓言文
 一 大和人居下嶋大和に致進貢物標被申候々嶋者往古
 一 琉球に進貢仕候以來段々崇那幣高恩申事多何
 一 共市諸難成致過答何分相威の共皆而相断ノ事
 一 右通相断若幣採用之共又物等抽出可成果涯成之候
 一 若此儀嶋中一毎七ノ境ノ節ニ多聊身命を不惜可相断事
 一 大和人居上を押々後聊断付出共則々相断可申事
 一 大和人居内通之候共一切仕合申事
 一 存案々お共者取申之候事人若身命打死し父母事
 一 若流刑可致修仍而誓詞申候
 中 閏二月十七日

参考文献

『ロベルトソン号船長日記』(明治6年)
 『富川親方宮古島規模帳』(1874年)
 『宮古史伝』(慶世村恒任・昭和2年)
 『琉球新報』(明治32年~34年)
 『沖縄県史・第15巻・雑纂2』(琉球政府・昭和44年)
 ・「琉球所属問題一」(明治14年)
 『平良市史第四巻・近代史料篇』(平良市教育委員会・昭和53年)
 ・「沖縄県宮古島々費軽減及島政改革請願書」(明治26年)
 ・「沖縄県宮古島々費軽減及島政改革建議書」(明治27年)
 ・「沖縄県宮古島正租軽減理由書」(明治27年)
 ・「宮古島取調書」(明治26年)
 ・「沖縄県地方制度改正ノ件」(明治28年)
 ・「宮古島水産組合同規約」(明治29年)
 『沖縄タイムス大百科事典』(沖縄タイムス・1983年)
 ・「琉球処分」・「脱清人」・「廃藩置県」
 『大世積綾船』(山内玄三郎・昭和58年)